福島社発第　５９　号
令和２年７月１５日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　宍　戸　宏　行
（公印省略）

令和２年度中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業に関わる派遣専門家の再募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

令和２年度の「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」における「窓口相談・セミナー等による支援（福島センター事業）」については、福島労働局から社労士会が受託し実施しているとことです。

このたび、「専門家派遣事業（全国センター事業）」を実施している全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）から、派遣専門家の追加について依頼がありました。

つきましては、希望する会員は７月３１日（金）まで別紙によりお申し込みください。

なお、福島では、全国センターの派遣専門家は、福島センターの地域型専門家を兼務しております。派遣専門家を希望いただいた場合、福島センターの地域型専門家も兼務いただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

謹白

記

1. 応募要件
   (1) 賃金制度、労務管理の知識・経験を十分有し、相談業務に対応できること。
   (2) 当業務実施のための会議・研修会に出席できること。
   (3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。
   (4) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。
2. 連合会ホームページ　会員専用ページ掲載の以下の e-ラーニングを受講してください。

働き方改革関連法研修（１）	働き方改革の背景、労働基準法の改正	99 分
働き方改革関連法研修（２）	労働安全衛生法の改正、社労士によるポイント解説	115 分
働き方改革関連法研修（３）	労働時間等設定改善法の改正	64 分
働き方改革関連法研修（４）	労働基準法及び労働安全衛生法の解釈例規等	111 分
働き方改革関連法研修（５）	パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応	51 分
働き方改革関連法研修（６）	労働者派遣法改正の概要＜同一労働同一賃金＞	92 分

3. **応募期限　７月３１日（金）事務局必着**

別　紙

締切：７月３１日（金）

令和２年　　月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX　０２４－５３４－５４３２）

令和２年度中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業に関わる派遣専門家（地域型専門家）について（回答）

支部　　氏名

全国センター（連合会）が行う働き方改革推進支援事業に関わる派遣専門家（地域型専門家を兼務）を希望します。

全国センター「専門家派遣事業」における派遣専門家の募集要領

1. 事業内容

全ての中小企業・小規模事業者等を対象に、働き方改革関連法の施行に伴う中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対して、以下により労務管理等の専門家（派遣専門家）が技術的支援を行うものです。

① 中小企業・小規模事業者等へ個別訪問
② 商工団体等への窓口相談
③ プッシュ型支援

2. 事業の実施時期　　令和３年３月３１日まで

3. 派遣専門家　　募集人数　福島１９人

＜派遣専門家候補者の要件＞

・パソコンのメールアドレスを所持していること。（ＦＡＸ・郵送のみの会員は不可）
・連絡や報告等はパソコン操作を必要とする業務システム（Salesforce）にログインして行うため、日常の業務においてパソコン操作に支障がないこと。（システムの操作マニュアルは連合会から提供します。）

（１）派遣専門家の業務

①中小企業・小規模事業者等へ個別訪問

原則３回、以下の業務フローにより訪問支援します。ただし、相談事項が複数に及ぶ場合、賃金規程がない場合など、手厚い支援が必要な場合については、最大５回まで可能とします。

ｉ派遣専門家業務フロー

訪問前：訪問に先立って、企業に事前に自主点検表を郵送、電子メール等で送付し、予め自主点検の依頼を行います。

１回目：自主点検の結果を基に、各企業における労務管理・経営管理等の実情を診断します。訪問後、課題を解決するための「労務管理・経営管理等改善提案書」を作成します。

２回目：事前に日程調整の上再び訪問（初回訪問後１ヶ月以内）し、改善提案書の内容を説明し、企業に改善に向けた助言を行います。

３回目：２～３箇月経過後に、企業の取組み状況を確認し、取組み状況を踏まえた課題解決のための更なる助言等を行います。

・訪問の都度、「満足度調査票」及び「支援評価書」の記入を依頼してください。
・派遣専門家は、個々の事案ごとの相談内容や対応状況を記載した相談票、当該日の業務内容を記載した「専門家業務日誌」を作成してください。
・派遣専門家は、各訪問後、１週間以内に「改善提案書」「相談票」「専門家業務日誌」等を業務システム（Salesforce）に入力し、連合会（全国センター）に報告してください。

ⅱ留意事項

・訪問先の企業から、労働基準法など労働関係法令の具体的な適用などの相談を受けた場合は、内容の周知にとどめ、独自の解釈に基づく説明は厳に行わないこととし、本業務の趣旨はあくまでも技術的助言であって、法的助言ではないことの説明に努めてください。

・「本事業における業務」と「生業としての業務」を明確に区分し、生業の営業活動を行うことのないように留意してください。

・本事業は技術的な支援を行うことを目的とするため、36 協定や就業規則などの作成に係る提案やアドバイスは行うものの、労働基準監督署への届出や各種助成金の提出代行などは対応しないでください。

②商工団体等への相談窓口対応

指定された日時に商工団体等の設置した相談窓口において、事業主からの本事業の趣旨・目的に資する一般的な相談に応じるとともに、36 協定や就業規則の見直し、最低賃金等に関する技術的な助言・提案を行います。

・相談者に対し「満足度調査票」の記入を勧奨してください。

・訪問した商工団体等には、「支援評価書」の記入を依頼してください。

・個々の事案ごとの相談内容や対応状況を記載した「相談票」、当該日の業務内容を記載した「専門家業務日誌」を作成してください。

・相談窓口対応後、１週間以内に「改善提案書」「相談票」「専門家業務日誌」等を業務システム（Salesforce）に入力し、連合会（全国センター）に報告してください。

③プッシュ型支援（詳細は厚生労働省と調整中）

当事業の支援の申込み又は連絡がない中小企業・小規模事業者に対して、連合会（全国センター）から案内ダイレクトメールを送付、到着したタイミングで派遣専門家が個別に企業訪問を行います。

（２）派遣専門家の謝金等

支援１時間当たり　５，５００円（税込）

※複数の案件の支援を行った場合、移動時間は除く

上限　個別支援　１６，５００円（３時間）

　　窓口派遣　２７，５００円（５時間）

4. その他

・「派遣専門家」を証する身分証明書及び名刺は連合会で作成します。

・本事業の説明用パンフレット、働き方改革関連法の内容を説明するパンフレット、その他各種ツールは連合会から提供します。

福島センター「窓口相談・セミナー等による支援」事業実施要領

1. 事業の目的

「福島働き方改革推進支援センター（以下「福島センター」という。)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、中小企業・小規模事業者等の働き方改革の推進、課題に対応するため、労務管理等の専門家による電話・メール・来所相談、セミナー等の事業を実施する。

2. 事業の実施時期

令和３年３月 31 日まで

3. 地域型専門家

活動日時：月２～４日程度　１日あたり７時間または３．５時間の活動

報　　酬：謝金　１日２２，０００円（交通費、源泉税込み）

半日１１，０００円（交通費、源泉税込み）

講師２２，０００円（交通費、源泉税込み）

要　　件：全国センターの派遣専門家を兼務できること

労務管理等の十分な知見と経験を有すること

簡単なパソコン操作ができること

地域型専門家の業務

①セミナー準備及び講師（年７０回以上）

②センターの広報（関係事業主団体等との連携）

③支援事例（好事例）の収集

④商工団体等へのプッシュ型開拓（目標：月１０件以上))

⑤上記①～④の業務日誌及び報告書等の作成